



2023年10月10日  
東北天然ガス株式会社

## 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による ガス料金の特別措置（値引き）の継続について

当社は、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」※<sup>1</sup>（以下、「本事業」）に参加しております。

本事業は、お客様の使用量に応じたガス料金から、政府が定める単価に基づいてガス料金の値引きを行った事業者に対して、その値引き原資を政府が支援するもので、当社は、本事業において定められた単価に基づき、対象となるお客様のガス料金につきまして、2023年1月使用分から値引きを実施しておりました。

このたび、本事業における政府の方針に基づき、2023年9月使用分まで実施していた値引きを2023年12月使用分まで継続することといたしました。

なお、本事業継続による値引きに関して、お客様ご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

### ＜本事業による特別措置（値引き）継続の概要＞

対象のお客さま	《パイプラインによる気化ガス供給》 「年間契約量 1,000 万m <sup>3</sup> 未満」 《ローリーによるLNG供給》 「年間契約量 8,226t/未満」
税抜き値引き単価※ <sup>2</sup>	《パイプラインによる気化ガス供給》「13. <sup>64</sup> 円/m <sup>3</sup> 」 《ローリーによるLNG供給》「16,575. <sup>46</sup> 円/t」
対象期間	2023年10月使用分～2023年12月使用分

※<sup>1</sup> 本事業の詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。  
《経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト》

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

《お問い合わせ窓口》

資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

TEL. 0120-013-305

※<sup>2</sup> 2023年9月使用分に適用した値引き単価と同じです。

以上